

參 考 資 料

1 国際婦人年以降の女性問題をめぐる世界・日本・栃木県・宇都宮市の動き

(1) 世界の動き

「国際婦人年」(1975年)及び「国連婦人の十年」(1976~1985年)

国連は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、メキシコで開催した国際婦人年世界会議では「平等・発展・平和」を基本理念とする「世界行動計画」が採択されました。翌年、1976年(昭和51年)からの10年間を「国連婦人の十年」とし、男女平等への取り組みが国内的にも意欲的に進められる契機となりました。

「女子差別撤廃条約」採択(1979年)

1979年の国連総会では、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

「ナイロビ将来戦略」採択(1985年)

「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年(昭和60年)ナイロビで第3回女性会議が開催され、10年間の取り組みの総括に基づき、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長させる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

「北京宣言」及び「第4回世界女性会議行動綱領」採択(1995年)

1995年(平成7年)には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「北京宣言」と「第4回世界女性会議行動綱領」が採択されました。また、宣言では女性の地位向上のためのキーワードとして「エンパワーメント(能力や権限などあらゆる意味での「力」を獲得すること)」の重要性が強調されました。

「女性2000年会議」開催(2000年)

2000年(平成12年)には、ニューヨーク国連本部において、「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び北京行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました。

(2) 国の動き

「国内行動計画」策定(1977年)

国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」をふまえながら日本の実情をもとに1977年(昭和52年)に「国内行動計画」が策定されました。

参 考 資 料

「女子差別撤廃条約」批准（1985年）、「男女雇用機会均等法」施行（1986年）

1985年（昭和60年）には「女子差別撤廃条約」が批准され、同年、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」が成立、翌1986年（昭和61年）年施行されました。

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定（1991年）

1987年（昭和62年）、ナイロビ将来戦略を受けて男女共同参画型社会の形成をめざした「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年（平成3年）には同計画の第一次改定が行われました。

「男女共同参画2000年プラン」策定（1996年）

1995年（平成7年）の北京会議を受け、男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を提言、それを受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

「男女共同参画社会基本法」施行（1999年）

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が成立、施行されました。

「男女共同参画基本計画」策定（2000年）

2000年（平成12年）12月には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行（2001年）

2001年（平成13年）には、男女共同参画審議会からの答申を受けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、施行されました。

（3）栃木県の動き

「とちぎ新時代女性プラン三期計画」策定及び「とちぎ女性センター」開設（1996年）

1996年（平成8年）には、二期計画の理念を継承し、男女共同参画社会づくりをめざすための新たな指針として「とちぎ新時代女性プラン三期計画」が策定されました。

また、女性問題の解決のため、意識啓発や学習活動、情報提供、調査研究などの活動の中核施設として「とちぎ女性センター」が開設されました。

「とちぎ男女共同参画プラン」策定（2001年）

2001年（平成13年）3月には「とちぎ新時代女性プラン三期計画」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」が策定されました。

「栃木県男女共同参画推進条例」施行（2003年）

2002年（平成14年）12月には、「栃木県男女共同参画推進条例」が成立、公布され、2003年（平成15年）4月から施行されました。

（4）本市の動き

婦人問題担当及び「婦人問題庁内連絡会議」設置（1980年）

婦人問題に対する市の窓口として1980年（昭和55年）市長公室広報課に婦人問題担当を設置し、併せて庁内の婦人施策関係課による「婦人問題庁内連絡会議」を設置しました。

「婦人青少年課」設置及び「宇都宮市婦人問題懇話会」設置（1981年）

1981年（昭和56年）には、婦人行政を積極的に展開するため民生部に婦人係を新設し、「婦人青少年課」として新設するとともに、婦人問題について民間有識者の声を施策に反映させるため「宇都宮市婦人問題懇話会」を設置しました。

「婦人のための宇都宮市総合計画」策定及び「宇都宮市婦人のつどい」開催（1982年）

婦人問題懇話会の意見具申を受けて、1982年（昭和57年）に婦人の地位向上を目標として、「婦人のための宇都宮市総合計画」を策定しました。さらに、婦人問題の啓発活動の一環として、この年から「宇都宮市婦人のつどい」を開催しました。

「宇都宮市婦人青少年センター」設置及び「宇都宮市婦人団体連絡協議会」発足（1986年）

1986年（昭和61年）宇都宮市総合コミュニティセンターの建設にあわせて、「宇都宮市婦人青少年センター」を設置しました。また開館を契機に、市内の婦人団体の協議会組織として「宇都宮市婦人団体連絡協議会」が発足しました。

「第2次婦人のための宇都宮市総合計画（うつのみや女性プラン）」策定（1987年）

1987年（昭和62年）の第3次宇都宮市総合計画の策定を機に、平均寿命の伸長、高学歴化、各家族化など女性をめぐる環境の変化や価値観の多様化をふまえ、女性の地位向上を目指す具体的指針として「第2次婦人のための宇都宮市総合計画（うつのみや女性プラン）」を策定しました。

「第2次女性のための宇都宮市総合計画 改定版（うつのみや女性プラン）」策定（1991年）

1991年（平成3年）には、社会情勢の変化や女性の生き方の多様化などに対応するため、計画の見直しを行い、男女共同参画社会の形成を目指して「第2次女性のための宇都宮市総合計画 改定版（うつのみや女性プラン）」として改めました。

参 考 資 料

「日本女性会議 '96 うつのみや」開催及び「うつのみや宣言」採択（1996年）

1996年（平成8年）、女性の地位向上や男女平等の達成のために行動することを目的として「日本女性会議 '96 うつのみや」を本市で開催しました。会議では、家庭、地域、職場などの領域において、男女共生社会実現のために自ら行動することを呼びかけ「うつのみや宣言」を採択しました。

「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」策定（1997年）

1997年（平成9年）には、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的・計画的に展開するために、「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」を策定しました。

「女性政策課」設置（1998年）

1998年（平成10年）には、男女共同参画を強力に推進するため、女性青少年課を廃止し、「女性政策課」と「青少年課」を設置し、女性政策課に男女共同参画推進担当及び事業係を設置しました。

「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」策定（1999年）

1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の下位計画として「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」を策定しました。

「男女共同参画課」設置及び「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」設置（2002年）

2002年（平成14年）には、男女共同参画を積極的に推進するため、女性政策課を「男女共同参画課」と改称しました。「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の改定及びその他男女共同参画社会の形成の促進のため、「宇都宮市男女共同参画推進条例」の検討に入るため、庁内には「男女共同参画推進委員会」を設置し、庁外には「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」を設置しました。2002年（平成14年）度は、行動計画の見直しに先がけ、「宇都宮市男女共同参画指針条例」の検討を行いました。

「宇都宮市男女共同参画推進条例」施行及び「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置（2003年）

2003年（平成15年）には、国内外の動きや県の動きとも協調しながら、市民、事業者及び市の協働による21世紀の宇都宮市にふさわしい男女共同参画社会づくりを進めるための「宇都宮市男女共同参画推進条例」を6月に成立、公布し、7月から施行しています。

条例に基づいて、行動計画の策定や変更について意見を述べたり、必要な事項を調査、審議する「宇都宮市男女共同参画審議会」を設置しました。

また、男女共同参画の活動拠点として「宇都宮市男女共同参画推進センター」を開設しました。

<年 表>

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 栃木県の動き | 宇都宮市の動き |
|------------------|--|---|---|--|
| 1975年 (昭和50年) | 6月 国際婦人年世界会議 (第1回世界女性会議)開催(メキシコシティ) 「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 10月 国連総会で「国連婦人の10年」を決定(1976年～1985年) | 9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」(本部長・内閣総理大臣)設置 | | |
| 1976年 (昭和51年) | | 6月 民法一部改正(離婚後も婚姻中の氏を使えることになる) | | |
| 1977年 (昭和52年) | | 1月 「国内行動計画」策定(S52～S61) 10月 国立婦人教育会館(埼玉県嵐山町)開館 | | |
| 1979年 (昭和54年) | 12月 国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 | | 4月 「婦人青少年課」・「婦人行政連絡会議」設置 7月 「栃木県婦人問題懇話会」設置 | |
| 1980年 (昭和55年) | 7月 「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)開催(コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」署名式(51ヶ国が署名) | | | 4月 市長公室広報課に婦人問題担当を設置 6月 庁内の婦人施策関係課による「婦人問題庁内連絡会議」設置 |
| 1981年 (昭和56年) | 6月 ILO第156号「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」採択 | 1月 民法改正施行(配偶者の相続分1/3から1/2へ) 5月 「国内行動計画後期重点目標」策定 | 3月 「婦人のための栃木県計画」策定(S56～S60) | 4月 「婦人青少年課」設置 5月 「宇都宮市婦人問題懇話会」設置 |
| 1982年 (昭和57年) | | | | 8月 「婦人のための宇都宮市総合計画」策定(S57～S60) 2月 第1回「宇都宮市婦人のつどい」をこの年から開催 |
| 1985年 (昭和60年) | 7月 「国連婦人の10年」世界会議(第3回世界女性会議)開催(ケニヤ・ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(1986年～2000年)採択 | 1月 国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ) 6月 「女子差別撤廃条約」批准 | | 6月 「第2次宇都宮市婦人問題懇話会」設置 |

参 考 資 料

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 栃木県の動き | 宇都宮市の動き |
|------------------|---|--|--|--|
| 1986年 (昭和61年) | | 3月 「婦人問題企画推進有識者会議」設置 4月 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」(男女雇用機会均等法)施行 4月 国民年金法の改正施行(女性の年金権確立) | 2月 「とちぎ新時代女性プラン」策定(S61～H2) | 4月 「宇都宮市婦人青少年センター」設置 4月 「宇都宮市婦人団体連絡協議会」発足 8月 「第3次宇都宮市婦人問題懇話会」設置 |
| 1987年 (昭和62年) | | 5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定(S62～H12) | | 8月 「第2次婦人のための宇都宮市総合計画(うつのみや女性プラン)」策定(S61～H7) |
| 1990年 (平成2年) | 5月 女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(～2000年) | | | 4月 「婦人」の呼称を「女性」に改めることに伴い、文章表記において「婦人問題」を「女性問題」とする 8月 「第4次宇都宮市婦人問題懇話会」設置 |
| 1991年 (平成3年) | | 5月 西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)(H3～H12) | 3月 「とちぎ新時代女性プラン二期計画」策定(H3～H7) 4月 「婦人」の呼称を「女性」に改める | 9月 「第2次女性のための宇都宮市総合計画改定版(うつのみや女性プラン)」策定 |
| 1992年 (平成4年) | | 4月 「育児休業等に関する法律」施行 | | 4月 組織名称における「婦人」の呼称を「女性」に改める 4月 「婦人青少年センター」を「女性青少年センター」に改める |
| 1993年 (平成5年) | 6月 世界人権会議開催「ウイーン宣言及び行動計画」(女性の平等の地位と女性の人権)採択 | 12月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)施行 | | |
| 1994年 (平成6年) | | 6月 「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 7月 「男女共同参画推進本部」発足 | | |
| 1995年 (平成7年) | 9月 第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言」「北京行動綱領」の採択(～2000年) | 4月 「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)批准 | | |
| 1996年 (平成8年) | | 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定(H8～H12) | 3月 「とちぎ新時代女性プラン三期計画」策定(H8～H12) 4月 「とちぎ女性センター」開館 7月 「男女共同参画推進本部」の設置 | 2月 「第5次宇都宮市婦人問題懇話会」設置 10月 「日本女性会議'96うつのみや」開催 家庭、地域、職場などの領域における男女共生社会実現をめざした「うつのみや宣言」採択 |

参考資料

| 年 | 世界の動き | 日本の動き | 栃木県の動き | 宇都宮市の動き |
|------------------|---|--|---|--|
| 1997年 (平成9年) | | | | 11月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」策定(H9～H18) |
| 1998年 (平成10年) | | 4月 「男女雇用機会均等法」改正(一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。) | | 2月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市民会議」発足 4月 「女性青少年課」を廃止し「女性政策課」と「青少年課」を設置 10月 宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会設置 |
| 1999年 (平成11年) | | 4月 「育児・介護休業法」施行 6月 「男女共同参画社会基本法」施行 | 7月 「栃木県男女共同参画懇話会」を設置 | 3月 「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の下位計画として「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」を策定(H10～H14) |
| 2000年 (平成12年) | 6月 世界女性2000会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択 | 4月 介護保険制度開始 12月 「男女共同参画基本計画」策定 | | |
| 2001年 (平成13年) | | 4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」施行 4月 「男女共同参画会議」設置 | 3月 「とちぎ新時代女性プラン三期計画」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」策定(H13～H17) | |
| 2002年 (平成14年) | | | | 4月 「女性政策課」を「男女共同参画課」に改める 6月 「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」設置 |
| 2003年 (平成15年) | | | 4月 「栃木県男女共同参画推進条例」施行 | 7月 「宇都宮市男女共同参画推進条例」施行 7月 「宇都宮市男女共同参画審議会」設置 7月 「宇都宮市男女共同参画推進センター」開設 |

2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1 9 7 9 年 1 2 月 1 8 日 国際連合総会採択 1 9 8 5 年 6 月 2 5 日 批准)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国連及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

参 考 資 料

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のた

めの同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

参 考 資 料

第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の

参 考 資 料

氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

参 考 資 料

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 2 9 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 3 0 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

3 男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第78号 平成11年6月23日公布・施行)

目次

第1章 総則(1条 12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(13条 - 20条)

第3章 男女共同参画会議(21条 28条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

参 考 資 料

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

参 考 資 料

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる事。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

4 宇都宮市男女共同参画推進条例

(平成15年宇都宮市条例第29号 平成15年6月27日公布 平成15年7月1日施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画

する機会が確保されること。

- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項(以下「基本理念」という。)にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。
2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者(以下「教育関係者」という。)は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、宇都宮市男女共同参画審議会(第23条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

参 考 資 料

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

第17条 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(職場での取組等)

第18条 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

第19条 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

第20条 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

参 考 資 料

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき意見を述べること。

(2) 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

5 宇都宮市男女共同参画審議会

(1) 宇都宮市男女共同参画審議会委員名簿

平成15年7月1日

| 区分 | 氏名 | 所属団体・役職名等 | |
|------------------|-------------------|------------------------|----------------------------|
| 学 識 経 験 者 | 山 口 哲 子 | 宇都宮文星短期大学教授（女性学） | |
| | 加 藤 千 佐 子 | 作新学院大学女子短期大学教授（児童心理学） | |
| | 藤 井 佐 知 子 | 宇都宮大学教育学部教授（カリキュラム開発学） | |
| 関 係 機 関 | 本 田 紀 子 | 栃木労働局雇用均等室長 | |
| | 小 平 紀 子 | 栃木県女性青少年課長 | |
| 関 係 分 野 | 商 工 | 矢 治 和 之 | 宇都宮青年会議所直前理事長 |
| | 教 育 | 大 越 浩 子 | 宇都宮市立若松原中学校長 |
| | | 渡 邊 精 治 | 宇都宮市立横川中央小学校長 |
| | 労 働 | 篠 原 浩 典 | 日本労働組合総連合栃木連合宇河地域協議会事務局長 |
| | 保 健 | 大 木 洋 一 | 宇都宮産婦人科医会会長 |
| | 福 祉 | 新 井 茂 光 | ディセーターさくらセンター長 |
| | 海外セミナー 等 修 了 生 | 川 俣 桂 子 | 平成13年度栃木県女性の海外研修派遣団員 |
| | 報 道 | 水 沼 富 美 男 | 下野新聞社取締役主筆 |
| | 法 律 | 平 野 浩 視 | 弁護士 |
| | 団 体 活 動 | 新 川 忠 孝 | 男女共同参画社会の実現を目指すつつのみや市民会議会長 |
| 添 田 包 子 | | 宇都宮市女性団体連絡協議会会長 | |
| 公 募 | 宮 田 富 美 井 | 栃木県女性団体連絡協議会副会長 | |
| | 荻 野 夏 子 | 宇都宮大学教育学部住環境まちづくり研究室助手 | |

参 考 資 料

(2) 諮 問

宮男女共第 95 号
平成15年7月31日

宇都宮市男女共同参画審議会
会 長 山 口 哲 子 様

宇都宮市長 福 田 富 一
(市民生活部男女共同参画課扱)

宇都宮市男女共同参画に関する行動計画について (諮問)

このことについて、宇都宮市男女共同参画推進条例 (平成 15 年条例第 29 号)
第 8 条第 2 項に基づき、宇都宮市男女共同参画に関する行動計画の策定にあたり、
貴審議会の意見を求めます。

(3) 答 申

平成16年1月30日

宇都宮市長 福田 富一 様

宇都宮市男女共同参画審議会
会 長 山 口 哲 子

宇都宮市男女共同参画に関する行動計画（案）について（答申）

平成15年7月31日付 宮男女共第95号をもって諮問のあった「宇都宮市
男女共同参画に関する行動計画（案）について」別紙のとおり答申します。

答 申

答申にあたって

当審議会は、宇都宮市男女共同参画推進条例に基づき設置された機関であり、条例の規定により市長からの諮問を受け、行動計画の策定について意見を述べるものです。

当審議会では、平成15年7月31日の第1回審議会以来、4回に渡る検討を行い、さまざまな議論を重ねてきました。

少子高齢化、国際化、高度情報化など社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応し、活力ある都市を築いていくためには、男性も女性も、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

宇都宮市においては、平成15年7月1日に「男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付けています。

この条例を具現化するための行動計画は、市民等にわかりやすい、各主体が積極的に取り組む事ができる、実効性のある計画でなければなりません。

策定にあたっては、当審議会の意見を十分反映するとともに、今後は、市民・事業者・教育関係者と市が協力・連携し、男女共同参画社会の実現に向け、計画を推進することを期待します。

計画案についての主な意見

1. 計画全体について

- ・男女共同参画推進条例に定めた「各分野での取組」を計画にも反映する必要がある。
- ・男女共同参画の推進は、女性に対する施策・事業だけでは成り立たないことから、施策・事業への男性の関わりを強くアピールする必要がある。

2. 基本目標 「男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重」について

- ・「男女共同参画に関する教育・学習の推進」において人格形成時期である学校教育から重点事業を選定する必要がある。
- ・家庭における男女共同参画意識の啓発に効果的な施策に努める必要がある。
- ・あらゆる暴力の根絶のためには、原因の除去といった観点から、加害者に対する働きかけが必要であるため、加害者対策の研究を進める必要がある。
- ・女性相談に関し、二次被害の防止に対応した施策・事業を充実する必要がある。
- ・性教育と人権意識は切り離せないことから、専門家による科学的知識の教育と並行し、家庭・学校における人権教育が重要であるとの認識を市民等に促す必要がある。

3.基本目標 「あらゆる分野における男女の参画機会の確保」について

- ・各種審議会等委員への女性の登用率については、少なくとも早期に30%達成をめざすことが適当である。
- ・地域における男女共同参画を推進するため、市から補助金等が交付されている団体に対し、役員等への女性の登用を促すような施策を検討する必要がある。

4.基本目標 「男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備」について

- ・子育て期も安心して働き続けられるよう、市民・事業所に対する多角的な策を講じる必要がある。
- ・事業所における男女共同参画の推進については、継続的な啓発等に努める必要がある。
- ・「高齢社会における生活環境の整備」及び「障害のある人が安心して暮らせる環境の整備」と男女共同参画との関連性がわかるよう計画書に明記する必要がある。
- ・ひとり親家庭への多様な支援策を講ずる必要がある。
- ・宇都宮市地域推進員制度を早期に発足させ、身近なところで男女共同参画を推進する体制を整備する必要がある。

5.計画の推進について

- ・計画の進行管理にあたっては、その進捗状況を毎年当審議会及び市民に公表し、施策・事業の効果について点検・評価を行う必要がある。
- ・男女共同参画を取り巻く現状については、めまぐるしい社会情勢の変化を勘案し、今後も極力最新の現状把握に努め、計画における重点施策・事業や目標値等に適宜反映させる必要がある。

6.その他の意見

- ・特に重点的に取組む施策・事業に対する財政上の措置を確実なものとされたい。

参 考 資 料

(4) 宇都宮市男女共同参画審議会の会議経過

| 回 | 開催日 | 主な内容 |
|-------|---------------|---|
| 第 1 回 | 平成15年 7 月31日 | 新行動計画の策定について 1．策定の概要について 2．計画に盛り込む内容について |
| 第 2 回 | 平成15年 9 月 3 日 | 1．新行動計画の体系について 2．重点的に取り組む施策について |
| 第 3 回 | 平成15年11月12日 | 1．新行動計画における目標値等について 2．計画素案について |
| 第 4 回 | 平成16年 1 月30日 | 1．パブリック・コメントで寄せられた意見の反映について 2．行動計画の名称について 3．答申(案)について |